

平成26年（ワ）第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会外1名

### 原告準備書面（16）

平成29年5月1日

大阪地方裁判所第22民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋 典 明

同 上 出 恭 子

同 和 田 香

F 大学の教授意見書（甲49）の指摘に基づき、被告医療法人一裕会及び被告医療法人高寿会の債務不履行（注意義務違反）の事実について、原告は下記のとおり主張する。なお以下では上記意見書の引用については、「意見書何頁」と表記する。また、本書面中の下線は、原告代理人によるものである。

#### 記

#### 第1 意見書が前提として指摘した事項

##### 1 実習の手引きと教育ガイドラインの位置づけ

社団法人日本理学療法士協会が平成19年末に発行した「臨床実習教育の手引き第5版」（甲51 以下「実習の手引き」という。）は、日本の理学療法士の79%が入会し理学療法士を代表する団体である同協会が、実習の臨床指導にあたる理学療法士に対する具体的な指導の進め方を提示したものであり、本件実習指導の相当性を判断するうえで規範性を持つものである。

また同協会が平成22年に発表した「理学療法教育ガイドライン（1版）」

(甲52 以下「教育ガイドライン」という。)は、同協会内に設けられた「教育ガイドライン作成委員会」により正式に作成されたものであり、あるべき臨床実習についての指針を示すものとして本件実習指導の内容を評価するうえで、十分参照すべきものとされている。

## 2 臨床実習のあるべき姿

意見書3頁によれば、「実習の手引き」においては「外来クリニックでは学生が実習期間中に患者を担当して学習することは不可能と考えるが良い。もちろん学生が単独で治療評価を実施することは法律的にも許されていない。従って、このような施設での実習はクリニカル・クラークシップが基本となる。」とされており、「教育ガイドライン」ではより明確に「指導形態として、学生が主体となって患者を担当する形態を排除し、クリニカル・クラークシップを基本とすることを提言する。」と踏み込んでおり、本件の辻クリニックで行われたNバイザーによる輝民への実習指導(クリニカル・クラークシップの方針を採用せず、個別患者を担当させ、治療評価を行わせたこと)は、「実習の手引き」や「教育ガイドライン」から逸脱したものであることが明らかになった。

臨床実習指導方針としてのクリニカル・クラークシップとは、「実習生が臨床指導者の助手として、診療補助を行うことによって、臨床体験を積む形態の実習であり、従来の実習のように、学生が1人の患者の問題点を総ざらいに把握し、自ら介入計画を作成し、実施する必要はなく、指導者が具体的な指示を与え、出来ることから診療に参加させていく」指導方式とされる(意見書3頁)。

本件の辻クリニックの臨床指導においては、この「指導の手引き」や「教育ガイドライン」に記載されたクリニカル・クラークシップによる指導がなされていないことは明らかであり、そもそも辻クリニックの指導担当者が「指導の手引き」や「教育ガイドライン」を学習していたかすら疑問である。本件の指導担当者は、過去から行ってきたであろう我流の指導方式を経験的に実施するのみであり、このために実習生である輝民に、とまどい、不安、過度の心理的圧

迫感を生じさせたと考えられることが、意見書の各部で述べられている。

以下に、意見書が指摘する本件臨床実習の問題点及び実習へ送り出した学院側の問題点につき、本件での両被告の債務不履行（注意義務違反）に関連して述べることとする。

なお、意見書は被告らの債務不履行に関する事実の一部についての指摘論評であり、本件で訴訟上問題とされている被告らの債務不履行に関する事実全てについての論評ではない点に注意されたい。

## 第2 被告医療法人一裕会について

### 1 実習生に対し精神障害等の心身の不調をもたらすような強い心理的負荷を与えないように十分配慮する義務について

辻クリニックのNスーパーバイザー（以下「Nバイザー」という。）について、意見書16頁では、平成25年11月5日の実習開始時のやり取りにより、輝民氏がストレスに弱いメンタルが弱い学生であることがわかっていながら、以後の実習中の随所にみられる「指導」という名で繰り返される威圧的言動は「あり得ない」と評価され、Nバイザーは「指導者として極めて不適切である」とし、同意見書16頁では、特に平成25年11月12日、13日、15日、27日、29日の指導内容を問題視している。

#### ① 11月12日

この日は、輝民は担当患者の痛覚検査を実施していたところ、Nバイザーから「意味が無いから中止」と言われ検査中止を命じられたことにつき、「その検査のために学生が費やしてきた時間と労力の全てを一言で否定し

ている心ない言葉」であり、「患者の前で失敗しないように指導することが適切であり、出来ていないならその場で説明するか手を貸すべき」であったと意見書は述べる。Nバイザーのこの指導方法は「実習の手引き10頁」が指示する「モデルの提示、知識の伝達、症例を通じた実技、成功体験・フィードバックの手順」とは逆の「いきなりやらせて、失敗体験と負のフィードバックの手順」であり、「指導の手引き」の考え方に反する不適切な指導方法であるとされている。

② 11月13日

この日輝民は、前日に中止になった検査について症例日誌に記載していなかったことから、Nバイザーから叱責され、「これはボイコットしているのと同じ。」「今日はもう見せたくない、帰るか。」と言われ、輝民はNバイザーに謝罪し帰されることを免れたが、Nバイザーは「次やったら終了。」と輝民に告げたものである。

意見書はこのNバイザーの行為につき、「学生を追い込むだけでパワー、或いはアカデミックハラスメントの見本とも言える言動」と評価する。また、この場面設定で「次やったら終了」と述べることは、学生としては「実習終了」を通告されたと受け取るであろうことを述べ、学生がその後「もう一つも失敗できない」「次は実習中止で不可になる」と不安を募らせ、指導者の前では萎縮するようになったであろうと評価している。そうではなく、どこが悪かったのか、どうしたらよかったかを教え、出来るようにすることが指導であり、「これはボイコットしているのと同じ」との発言も言葉足らずで

あり、「失敗したことで、出来なかったことについて考えてみることも今後の実習に活かされてくるので、昨日の感覚検査について振り返ってみて」と言えば良いことを、わざと威圧的に対応し、「実習中止」と受け取られるような発言は論外のパワハラ的指導であると指摘している。

③ 11月15日

11月14日は輝民の担当患者は休みであり、そのため症例日誌には記載していなかったところ、Nバイザーは「見ていなければ出さなくてもいいのか。」と輝民を叱責し、輝民が対応に困って黙っていると、「無視するのか」と輝民を詰問し、「帰れ！」と輝民に告げた。

意見書（17頁）はNバイザーの上記対応を「不適切極まりなく、ハラスメントの見本」とまで批判している。

④ 11月27日

この日輝民は担当患者とともに屋外での6分間歩行評価を実施したが、これに対する対応も問題であるとされている。まず、指導者の目が届かない屋外に、10分間しか無い時間の中で行かせた判断自体が疑問とされている（これは実習の手引き123頁で述べられている指導者不在での実習生のみによる患者の評価－検査・測定による機能障害の検証の実施－である）。

さらにその後の「やり取り」が非常に良くないとされ、すでにNバイザーから強度の心理的負荷をかけられ、思い詰めて失敗しないように検査時間をオーバーすることは十分ある状況で、指導者から叱責され、接骨院に謝罪をさせることも適切では無いと評価されている。

⑤ 11月29日

意見書19頁では、辻クリニックの実習指導が「学生に合わせた課題や指導の量や内容、ヒントを調節できていない。」と指摘し、特に11月29日の症例発表の当日のNバイザーによる指導を問題としている。

Nバイザーによる発表当日の発表資料の加筆修正箇所の指摘に関して、意見書(19頁)は、「指摘されただけで具体的にどう書けば良いのかも教えてもらえず」「亡輝民氏は発表まで残された時間ではもう無理、これで不可、そして留年……と考え、すべてを諦めてしまったのではないかと察します。」と指摘し、実習のあり方としては、加筆修正の具体的内容まで指導すべきであったとしている。

以上の意見書が個別に指摘するとおり、Nバイザーの指導方法は、指導の手引きや教育ガイドラインが示す臨床指導のありかたから大きく逸脱し、随所で威圧的、高圧的言動に満ちているうえ、辻クリニックでは周囲の指導者もNバイザーのパワハラ「暴走」を止められず、そういう体制を(辻クリニックの)責任者が放置したことが問題である。

以上のとおり、理学療法士教育の専門家の見地からみれば、Nバイザー及び辻クリニックの対応が実習生の心身に不調をもたらすような強い心理的負荷を与えないよう配慮する義務に違反していることが極めて明らかである。

## 2 実習生の体調や睡眠時間に配慮し、過度の疲労に陥らないように配慮する義務について

意見書18頁では、本件では残された資料を見る限り、(臨床指導者による)

具体的指導が少なく、レポートの考察は行き詰まっていたと考えられる

とし、学生に合わせて課題やヒントを調整し、過負荷とならないようにすることが指導であるとして、学生に自分で考えさせ、出来ないところ、間違っている所を指摘するだけでは指導とは言えず指摘であり、臨床的思考が乏しいため学生は失敗を繰り返すことが多いと指摘している。

本件では、輝民が症例レポートの作成に行き詰まり、毎夜の睡眠時間を削ってレポート作成に呻吟していたわけであるが、意見書では、臨床的思考の乏しい実習生への指導としては本件のNバイザーの指導は不十分であることを指摘しており、それが輝民を過度の疲労に陥らせた一原因になったと指摘しており、実習生の体調や睡眠時間に配慮し、過度の疲労に陥らないよう配慮することは全く行われていない。

### 3 ハラスメントが生じる様な事態を発生させない義務について（被告一裕会の使用者責任）

この点は、上記①で指摘されたとおり、まずNバイザーの指導の随所に見られる威迫的、パワハラ的言動とそのNバイザーの暴走を制止できなかった辻クリニックの体制上の問題を意見書は指摘している。

### 4 その他の実習上の不適切な事情について

意見書18頁では、クリニカル・クラークシップでは、個人担当をさせずいろんな患者でワンポイントずつ経験させるのを基本とし、仮に個人担当させるなら、コミュニケーション良好で学生への理解が高い、基本的評価や姿勢動作観察の難易度が割と低い、理学療法の対象目的が明確と言った条件が必要

とし、どこが悪くて、何のために来ているか分からない患者は難しいとしている。また治療による変化を見出しやすい患者が良いとされている。

本件で輝民が担当した患者は、25年以上前の事故による骨折により左下肢の動作能力が低下した患者で、長期間にわたり通院してきている患者であり「日常レベルでは下肢の痛みによる制限は感じていないとのことで痛みのレベルも自制内と思われる。」（甲15号証 45頁）程度の症状であり、このような患者であれば、理学療法の目標やゴール立案は（実習生は）苦慮することが予想されるとしており、このため、輝民は症例レポートの作成にあたり、理学療法の目標やゴール立案に苦闘し、それが輝民の睡眠不足、過労、切迫感を生じさせ、輝民を精神的に追いつめていったのであり、意見書によれば、担当患者の選択にも問題があったと言わざるを得ない。

### 第3 被告医療法人高寿会

意見書では、被告高寿会の債務不履行（安全配慮義務違反）に関し、次の点について指摘がある。

#### 1 平成25年度の実習の研修先の適切な選択を行う義務について

学院の平成25年度の輝民の実習先の選定について、意見書11頁では、まず「輝民氏が前年度に知識ではなく、メンタルの面で実習不可となっており、「ましてや前回はストレスで記憶が無くなり行方不明にまでなっている学生であれば、ストレスを減らすような環境を相当配慮し、実習先の選定を行うべき」としたうえで、同意見書14頁では、辻クリニックについて、「実習



先の選定が良くない。」「前年の実習が途中で中断した学生をこのような実習先に割り振ること自体があり得ない。」とし、「前年度に留年しストレス耐性の低さははっきりしている、医師からも調整するよう勧められている学生を（本件実習先に）選定するのはあり得ない。」のであり、ストレス耐性に弱い実習生の実習先として、心理的負荷の強い辻クリニックを選んだことは問題であるとし、実習先の適切な選択義務を果たしていないと指摘している。そして、「もしこのような指導をすると認識していなかったならば、学校の情報収集不足」と指摘している。

## 2 実習先に対し、輝民の状況及び実習の際に特に配慮すべき事項を伝える義務について

意見書12頁では、F大学では、「うつ病など配慮してほしい事項は、学生本人（場合により家族を含め）と相談して承諾を得て実習先に伝え、課題や休むことに配慮をお願いします。」という実習先への配慮すべき事項を伝えている実情を紹介しているが、本件においては、学院は、輝民や家族の承諾を得たうえで実習先へ診断書を示して配慮すべき事項を説明したり、メンタル面での配慮を要請していない。

## 3 実習中に、実習が適正・安全に進められるよう実習状況を適宜確認し、輝民に強い心理的負荷がかかることが無いよう、輝民に対する適切な指導・助言をするとともに、実習先に対して必要な申し入れや環境調整を行う義務について

意見書13頁では F大学の実践例から、先ず大前提として教員による

実習先の訪問を励行したうえ、「体調不良の場合は休んで良いことを実習前から伝え（1 / 5 以内なら実習成立、不足なら延長か別の実習先で追加実習）」、「実習が辛いなら無理せず学校へ連絡するよう伝え、その際には途中で実習先を変更出来ることをあわせて伝え」、「課題についての問題であれば、課題の難易度を下げるか無くすことを学校から実習先に要請する」等の施策を示している。

本件では、輝民から11月14日の担任宛メールで「前日帰らされかけたこと、予想通りプレッシャーが強い」等の悩みの報告があり、11月15日には、バイザーから「帰れ」と言われて輝民が学校へ戻ったにも拘わらず、実習先とは電話連絡のみで、実習先を訪問して、ハラスメント防止の申し入れや、実習環境の調整措置を何ら講じておらず、無策と評価されてもやむを得ない対応であった。

#### 4 平成20年自殺事件後の対応の不十分性について

意見書9頁では、「学院が5年前の自殺事件を受けて、本気で対策してきたのか」と疑問を提示し、「ハラスメントについて具体例を挙げた対策もなく、過負荷を防ぐ具体策も乏しい。」と指摘している。

平成20年9月の自殺事件を受けての学院側の対策は極めて不十分であり、かつ、その不十分な対策すら輝民には実施されていなかったが、理学療法士教育の専門家から見て、本件自殺事件後ですら学生に対する対策が全く不十分であると判断されているのである。

以上